

新分野進出及び新技術開発事業に関するQ & A

No	質問事項	回答
1	対象事業のうち、「建設業の事業における新技術・新工法の開発又は導入、新製品の開発及び新たな市場の開拓」は、NETIS等の既存の新技術を自社で導入する経費も対象となるのか。	既存の技術を導入することのみの経費は補助の対象となりません。 「導入」という表現は、既存の技術を改良することなどを想定したのになります。
2	新分野進出事業について、新分野進出に附随する施設の設計等の費用は補助の対象となるか。	新分野進出に附随する費用のうち、必要な製品・技術・サービスの試作・改良等の「研究開発」に要する経費が補助の対象となります。 したがって、新分野進出に附随する費用であっても、既存の製品や技術を「導入」するだけの費用は補助の対象となりません。